

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

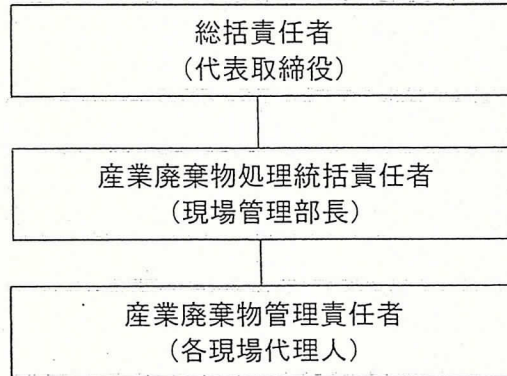
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月26日	
八戸市長 殿	
	提出者 住 所 八戸市石堂二丁目1番32号 氏 名 株式会社 伊藤建設工業 代表取締役 大山 進 電話番号 (0178) 29 - 1081
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社伊藤建設工業
事業場の所在地	八戸市石堂二丁目1番32号
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	元請完成工事高 ¥469,194千円
③従業員数	33名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生源 工事現場 工事現場 アスファルト塊 コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥 建設混合(安定) 建設混合(管理) 金属くず 底プラスチック ⇒ 再資源化施設 ⇒ 再生材 ⇒ 最終処分場 ⇒ 処分 ⇒ 産業物処理の流れ ---- 委託処理部分の範囲

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	排出量	32.17 t	0.48 t
	(これまでに実施した取組)		
	指定された工法以外で発生量の抑制に繋がると判断される場合は、発注者に工法変更の検討を提案する。 各現場から発生する産業廃棄物の抑制に努めると共に再資源化を適正に処理実施している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	排出量	30.00 t	0.30 t
	(今後実施する予定の取組)		
	必要以上に産業廃棄物が排出されないように施工方法を検討する。 委託する運搬業者および処分業者と締結した委託基本契約書の排出量を超過しないように管理する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物は全て種類毎に分別してから処分処理施設へ運搬する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物を品目ごとに分別して再利用することを促進する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
排出量	2.65 t	90.69 t	55.30 t	2,633.54 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
排出量	2.00 t	80.00 t	50.00 t	2,600.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	-
排出量	0.03 t	4.16 t	0.75 t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	-
排出量	0.01 t	4.00 t	0.50 t	- t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	-	-	-	-
排出量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	-	-	-	-
排出量	- t	- t	- t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	-
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	-
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	-
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	-
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	-	-	-	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	-	-	-	-
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	-	-	-	-
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	-	-	-	-
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	全処理委託量	32.17 t	0.48 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	32.17 t	0.48 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
全処理委託量	2.65 t	90.69 t	55.30 t	2,633.54 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	2.65 t	90.69 t	55.30 t	2,633.54 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	-
全処理委託量	0.03 t	4.16 t	0.75 t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	0.03 t	4.16 t	0.75 t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	-	-	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	-	-	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	-	-	-	-
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

(第 5 面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	30.00 t	0.30 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	30.00 t	0.30 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
	再生資源として活用される処分業者を選定する。 収集運搬及び処分を委託する際に委託基本契約書を凍結する。		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	コンクリート片	廃アスファルト
全 処 理 委 託 量	2.00 t	80.00 t	50.00 t	2,600.00 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	2.00 t	80.00 t	50.00 t	2,600.00 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	←
全 処 理 委 託 量	0.01 t	4.00 t	0.50 t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.01 t	4.00 t	0.50 t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	-	-	-	-
全 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。